

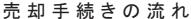
令和7年度上期一般競争入礼

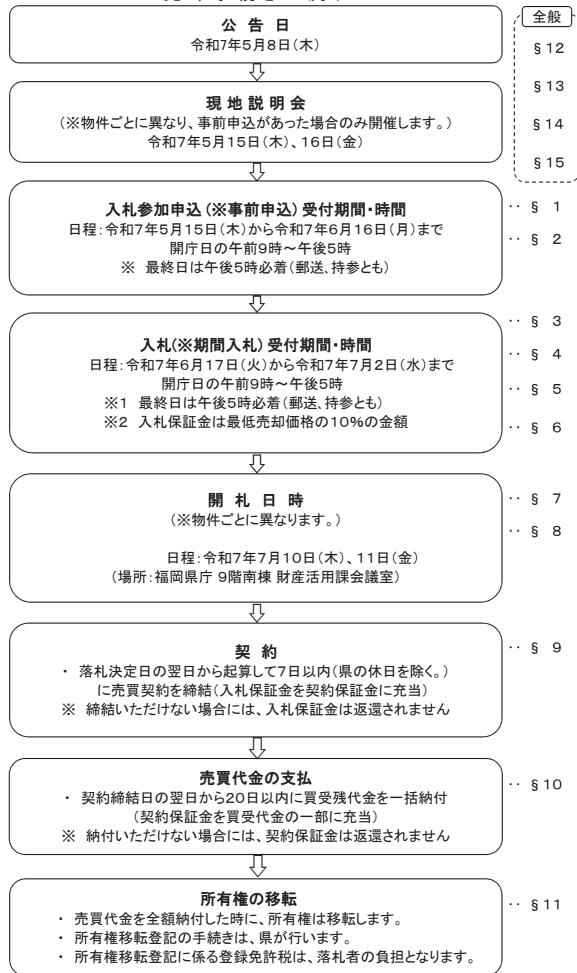


令和7年5月実施

福岡県総務部財産活用課

ご希望の物件を自分の目で確かめて、ぜひ入札にご参加ください。 入札の手続きは、担当者がご説明しますので心配無用です。







	最低売却 場所 最低売却 局部 価格(円) 方9階南棟 2,060,000 財產活用課 4,530,000 財產活用課 4,530,000			原。6,650,000	原。6,880,000	東7,160,000	東10,310,000	
		場所	福岡県庁9階南棟 総務部財産活用課	福岡県庁9階南棟 総務部財産活用課	福岡県庁9階南棟 総務部財産活用課	福岡県庁9階南棟 総務部財産活用課	福岡県庁9階南棟 総務部財産活用課	福岡県庁9階南棟 総務部財産活用課
			令和7年7月10日 (木) 午前10時00分	令和7年7月10日 (木) 午前11時00分	令和7年7月11日 (金) 午前10時00分	令和7年7月11日 (金) 午前11時00分	令和7年7月11日 (金) 午後1時00分	令和7年7月11日 (金) 午後2時00分
			現地	」 指	現	現	現	現
	現地説明会(<u>※</u>)	出出	令和7年5月15日(木) 午前11時00分	令和7年5月15日(木) 午後1時00分	令和7年5月16日(金) 午前10時30分	令和7年5月16日(金) 午前10時30分	令和7年5月16日(金) 午前10時30分	令和7年5月16日(金) 午後1時00分
		」	38	188	391	387	376	711
	土书	実測 (m [*])	125.92	624.22	1,295.77	1,280.25	1,244.36	2,352.27
		公 (m [*])	125.92	624.22	1,295.77	1,280.25	1,244.36	2,352.27
		书目	ۍ 书	仇 若	仇 若	仇 若	仇 若	仇 若
		所在及び地番	北九州市若松区浜町2丁目355番32	遠賀郡岡垣町大字三吉字大河原391番25	田川郡川崎町大字川崎宇成谷786番5外1筆	田川郡川崎町大字川崎宇古大日787番2外3筆	田川郡川崎町大字川崎宇古大日787番3外1筆	田川郡川崎町大字川崎宇樋口788番3外1筆
		书 区		ት ም			回 系	
	:	物件 番号	-	5	m	4	2	9

(※)現地説明会については、事前に申込みがあった場合のみ開催します。希望される方は、現地説明会開催日前日(閉庁日の場合は、直近の開庁日)の午後5時までに、福岡県財産活用課 公有財産係(092-643-3088)にご連絡ください。

※各物件のさらなる詳細については、福岡県HP(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/nyuusatsu.html)をご覧下さい。

- 目 次
- 入札物件の物件概要書、案内図及び明細図

物件1	物件概要書・・・・・・・・・・・・ 1
]]	案内図及び明細図・・・・・・・・・・ 2
物件2	物件概要書・・・・・・・・・・・・ 3
]]	案内図及び明細図・・・・・・・・・・ 4
物件3	物件概要書・・・・・・・・・・・・ 5
]]	案内図及び明細図・・・・・・・・・・ 6
物件4	物件概要書・・・・・・・・・・・・・ 7
]]	案内図及び明細図・・・・・・・・・ 8
物件5	物件概要書・・・・・・・・・・・・ 9
]]	案内図及び明細図・・・・・・・・・・・10
物件6	物件概要書・・・・・・・・・・・・・11
]]	案内図及び明細図・・・・・・・・・・12

○ 入札参加の手引き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13~

物件概要書(令和7年3月調査)

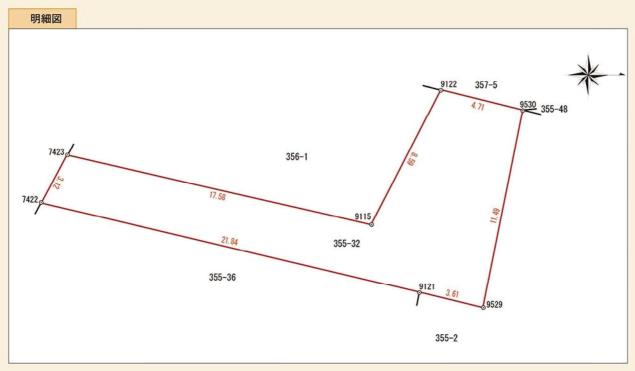
物件番号: 1

(物件	牛の表示)	元	;若松	警察署	若水署	長公領	<u></u>		最低	売去	1価格(予定価格)	2,	<u>0, 00</u>	0 円	
		所在	E及て	が地番			地	目	現況		公簿面積	実測面積		ţ	平面積
7	北九州市	若松区	浜町	二丁目	355番	32	宅	地	更地		125.92 m ²	125.92	m	約	38 坪
				合	計1筆						125.92 m [*]	125.92	m	約	38 坪
	を で 接面状		南	側 幅員	約3.4	mの†	う道に接	面(建拿	築基準法	第4	2条第2項道路)				
法 令	都市計画	回区域	市	ī街化区	域										
等に	用途地	也域	商	j業地域		建へ	建ペい率 80% 指定容積率 400%								
基	高さ制	阆限			_			最低	敷地面	積	I				
づく制限	その	他	準	防火地均	戓			•							
文化財保護 周知の埋蔵文化財包蔵地外															
			私ì	首負担	無	負担	の内容								
	」道の負担 ニ関する事		道题	路後退	有	負担	の内容		道	路	中心線から2mセッ	トバックが゙゙゙゙゙	必要	です。	
		種	 別	配管	」 等の状	:況						i i	電話	番号	
		電	気	接面道	路配線	有	九州電	力株式	に会社ハ	幡	営業所	0120	-6	639-	-452
	合処理施 の状況	上水	〈道	接面道	路配管	有	北九州ī	市上下;	水道局西	部	工事事務所管理課	093-	-64	4-7	7820
		下水	く道	接面道	路配管	有	北九州ī	市上下;	水道局西	部	エ事事務所下水道課	093-	-28	85-3	3380
		都市	ガス	接面道	路配管	有	西部ガ	ス株式	会社北	九	州支社営業部	093-	-59	91-6	3601
办 :	通機関	鉄	道	JR笌	豊本総	₹ 「若れ	公」駅:	約900)m			1			
	路距離)	バ	ス	「ウィ	ングプ	ラザ育	方」バス	停 約	200m						
		市役	所等	北九	州市若	松区	役所 物	勿件の	東方 糸	句20	60m				
	・機関等 線距離)	小学	校	北九	州市立	若松	中央小	学校	物件の	西プ	亏 約650m				
	你不可以问题	中学	校	北九	州市立	若松	中学校	物件	の西方	約	950m				
近隊	♯の状況	_	·般住	宅、共同	司住宅、	公民	館等が	混在す	る住宅	地址	或				
特記															
・物化	牛の引渡し	しは現	状の	ままとし	ます。										
·地口	中に従前の	の建物	の基	礎杭が	残存して	ている	可能性	があり	ます。						
·東側	則隣接地(の軒先	の―	部が、物	勿件東伯	則の上	空に起	遠境して	いる可	能	生があります。				
•敷均	・敷地内に従前の給水設備及び排水設備の一部が残存しています。														

- ※ 物件概要書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び 諸規制についての調査確認を行ってください。
- ※ 上記以外、土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っていません。 県が関知していない土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等の調査費用、撤去費用等は買受人の負担となります。

所在地	実測面積	物件番号
北九州市若松区浜町2丁目355番32	125.92m [*]	





物 件 概 要 書 (令和7年3月調査)

物件番号: 2

物件番号:	2													
(物件の表示))元	三吉	団地				<u>最低</u>	売去	1価格(予定価格)	4, 53	80, 000	円		
	所在	E及び	が地番			地	目 現況		公簿面積	実測面積	坪面積	lim		
遠賀郡岡垣	町大字	三吉	字大河	原391	番25	宅	地 更地		624.22 m ²	624.22 m [*]	約 18	8 坪		
			合	計1筆					624.22 m ²	624.22 m ²	約 18	8 坪		
接面道路帆 及び接面り			側 幅員 西側及び				lmの町道に接	面						
法 令	画区域	非	線引き	邹市計	画区均	或								
」 等 月途均	也域	な	L				建ペい率	70%	, 指定	200%				
に 基 高さ制 づ	刚限			_			最低敷地面	積	·	_				
く 制 その他 上砂災害警戒区域														
文化財保護 周知の埋蔵文化財包蔵地外														
	私道	首負担	無	負担	の内容									
私道の負担 に関する事		道距	各後退	無	負担	の内容								
	種別	引	配管	等の状	:況					電	話番号			
	電話	ž,	接面道	路配線	有	九州電	力送配電株式	会社	土 八幡配電事業所	0120-	986-102	:		
供給処理施 設の状況	上水	道	接面道	路配管	無			_			_			
	下水	道	接面道	路配管	無									
	都市:	ガス	接面道	路配管	無									
交通機関	鉄道	道	JR鹿	児島オ	≤線「淮	毎老津」	駅 約4.5k	m						
(道路距離)	バ	ス	西鉄	バス「	三吉団]地」停	留所 徒歩3:	ک						
	市役萨	所等	岡垣	町役場	占物 修	+の南頭	東方 約2.31	m						
公共機関等 (直線距離)	小学	校	岡垣	町立吉	ī木小!	学校 特	勿件の南東方	約	1. 4km					
	中学	校	岡垣	町立岡	垣中	学校 特	勿件の南東方	約	2. 2km					
近隣の状況	戸	建住	宅が多く	くみられ	いる住	宅地域								
特記事項														
・物件の引渡	しは現	伏のる	ままとし	ます。										

・敷地内に地下埋設物(基礎杭)が残存している可能性があります。

・隣接地の樹木が県有地側に越境しています。

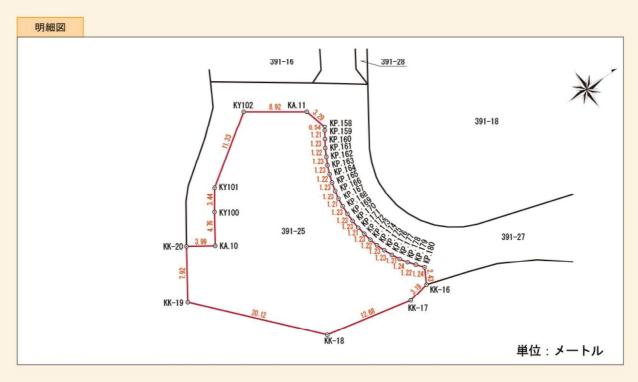
・土砂災害警戒区域に指定されています。

※ 物件概要書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び 諸規制についての調査確認を行ってください。

※ 上記以外、土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っていません。

		物件番号
所在地	実測面積	•
福岡県遠賀郡岡垣町大字三吉字大河原391番25	624.22 m ²	2





物 件 概 要 書 (令和7年3月調査)

物件	番 号 :	3															
(物件	キの表示)	元	;丸山	団地(1)				最低	売去	印価格(予定価)	格)		<u>6, 65</u>	<u>60, (</u>	00 円	
		所在	E及び	地番			地	目	現況		公簿面積		実測面積	漬		坪面積	
Ħ	ヨ川郡川山	奇町大	字川	崎字成谷	済786	番5	宅	地	更地		1,281.71 n	n	1,281.71	m	約	387 坪	
田	川郡川崎	·町大 ⁻	字川山	奇字成谷	786≹	昏1	宅	地	更地		14.06 n	n	14.06	m	約	4 坪	
					計2筆		<u></u>				1,295.77 n		1,295.77		約	391 坪	
及	面道路幅 び接面状		東南	側 幅員 側 幅員	約3.5 約5.2	imの町 mの町	「道に接 「道に接	を面(望 を面(招	建築基準注 を面道路と	去上 _の	高低差が約0~ の道路に該当し 高低差が約0~ 高低差が約2ma	ませ/ 1. 5m	い。) nあります				
1.1	令 都巾計画区域 非線引き都巾計画区域																
E																	
基 パルション() パルション() づ 高さ制限 — 最低敷地面積 —																	
制限	その	他	±	砂災害警	管戒区均	或(敷地	南側の)一部)								
文化財保護 周知の埋蔵文化財包蔵地外(未調査のため、土地を扱う際には事前に川崎町との協議が必 しくは、川崎町教育委員会社会教育課(092-72-3000)へお問合せください。)									要です。詳								
私	道の負担	等	私i	首負担	無	負担(の内容					—					
	関する事	-	道距	络後退	兼	負担(の内容					_					
		種	別	配管	等の状	況								電調	話番号		
		電	気	接面道	路配線	有	九州電	力株	式会社田	a)II.	営業所		012	0-0	639	-455	
	讼理施 の状況	上水	〈道	接面道	路配管	有丨	田川広	域水	道企業団	施	設管理課		094	7-2	23-	-2143	
		下水	〈道	接面道	路配管	無							094	7-2	23-	-2143	
		都市	ガス	接面道	路配管	兼				_							
交ì	交通機関 鉄道 JR日田彦山線「豊前川崎」駅 約750m 徒歩10分																
(道路距離) バス 川崎町ふれあいバス「高見公民館」バス停約300m 徒歩4分																	
		市役	所等	川崎	町役場	, 物件	の北藤	西方	約1.1k	m							
	;機関等 線距離)	小学	校	川崎	東小学	校物	四件のは	北東方	5 約70	0m	1						
		中学	⊵校	川崎	中学杉	き 物件	-の西フ	方 約	1. 7km	ı							
近隣	師状況		般戸	建住宅。	노空地:	が混在	する既		宅地域								

特記事項

・物件の引渡しは現状のままとします。

・敷地は西側町道より約2m高く、北側町道及び南側町道より約0~1.5m高くなっています。

・敷地西側にコンクリート造りの階段が3箇所ありますが、経年劣化しています。

・地中に従前建物の基礎杭が約84本残存しています。(末口径9cm、杭長4.0m(57本)・3.0m(12本)、1.5m(15本))

・敷地南側の一部が土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)に指定されています。

・敷地北側の一部が土砂災害警戒区域等(急傾斜地の崩壊)の新たな指定に向けた調査箇所となっており、今後、土砂 災害警戒区域等に指定される可能性が高い箇所となっています。

・敷地東側の町道に隣接する土地と高低差があるため、福岡県建築基準法施行条例第5条(がけ条例)の規制を受ける可能性があります。具体的ながけ条例の適用範囲や利用制限等については、福岡県田川県土整備事務所 建築指 導課(0949-42-9117)にお問合せください。

・敷地南側に電柱1本及び支線2本があります。また、敷地東側に電柱1本があります。

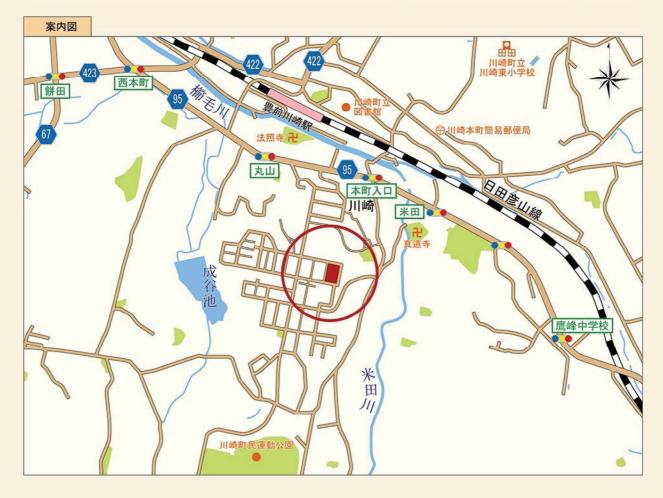
・敷地上空に電線があります。

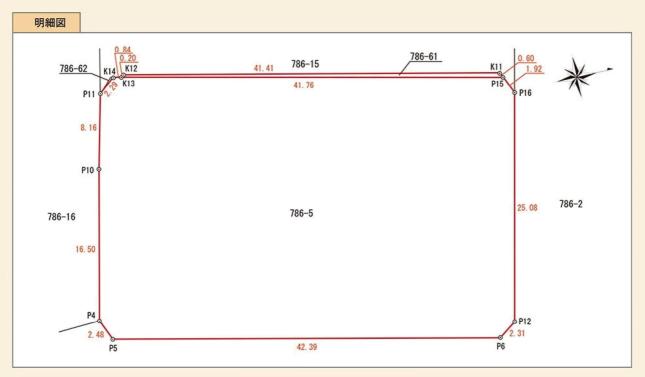
・敷地の法面及びブロック塀の一部が町道に越境しています。法面等を扱う場合は、川崎町と協議してください。

※ 物件概要書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び 諸規制についての調査確認を行ってください。

※ 上記以外、土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っていません。

			物件番号
所在地		実測面積	
田川郡	川崎町大字川崎字成谷786番5外1筆	1, 295.77m ²	3





物 件 概 要 書 (令和7年3月調査)

物件番号: 4

(物化	牛の表示)		;丸山	団地(2)				最低	売刦	卫価格(予定(西格)	<u>6, 88</u>	<u>30, (</u>	<u>)00 P</u>
		所在	E及び	地番			地	日	現況		公簿面積	Ē	実測面積	責		坪面積
E	川郡川崎	町大	字川﨑	寄字古大	日78	7番2	宅	地	9. 更地		892.01	m	892.01	m	約	269 垆
F	田川郡川山	倚町大	字川	崎字成	谷786	番6	宅	地	更地		364.89	m	364.89	m	約	110 垃
Ħ	1川郡川崎	町大	字川岫	奇字成谷	786	番60	宅	地	更地		12.94		12.94		約	3 垃
田	川郡川崎	町大字	川崎			'番99	9 宅	地	更地		10.41	m	10.41		約	3 垣
			-14		計4筆			.स. (१	あざ吸し		1,280.25 高低差が約0~		1,280.25		約	387 垃
<u>ک</u>	を面道路幅 なび接面り		東南	側 幅員 側 幅員	∟約4.9 ∟約5.0)mの⊞)mの⊞	り道に接 り道に接	面 面(招	を面道路と	の高	高低差が約0~ 高低差が約0~ 高低差が約2n	-1. {	ōmあります。			
法令	都市計画	回区域	非	線引き	都市計	画区 ¹	或									
等に	に 用途地域 なし 単化い率 /0% 指定容積率/200%															
基づく	づ 高さ制限 — 一 日本															
く 制 限																
	文化財保	頀									を扱う際には哥)へお問合せく			茘議だ	が必	 要です。詳し
	「道の負担		私道	首負担	無	負担	の内容					_	_			
(;	こ関する事	項	道距	格後退	無	負担	の内容					_	_			
		種	別	配管	等の状	況		•						電調	舌番·	号
		똍	気	接面道	路配線	有	九州電	力株	式会社田	111	営業所		012	0-0	639	-455
	合処理施 の状況	上才	く道	接面道	路配管	有	田川広	域水	道企業団	1施	設管理課		094	7-2	23-	-2143
		下才	く道	接面道	路配管	無				_			094	7-2	23-	-2143
		都市	ガス	接面道	路配管	無									_	
交	通機関	鉄	道	JR日	田彦山	山線「島	豊前川山	奇」駅	約800	m	徒歩10分		·			
(道	路距離)	バ	ス	川崎	町ふれ	あい	バス「高	「見公	民館」バ	ス停	亭 約240m	徒	歩3分			
		市役	所等	川崎	町役場	易 物條	牛の北西	西方	約1.1k	m						
	公共機関等 (直線距離) 小学校 川崎東小学校 物件の北東方 約750m															
	中学校 川崎中学校 物件の西方 約1.7km															
近降	粦の状況	_	·般戸	建住宅。	と空地	が混さ	Eする既	【 成住	宅地域							
特記	事項															
・物化	牛の引渡し	しは現	状のる	ままとし	ます。											

・敷地西側にコンクリート造りの階段が3箇所ありますが、経年劣化しています。

・敷地は西側町道より約2m高く、北側町道及び南側町道より約0~1.5m高くなっています。

・地中に従前建物の基礎杭が約84本残存しています。(末口径9cm、杭長4.0m(57本)・3.0m(12本)、1.5m(15本))

・敷地北側の一部が土砂災害警戒区域等(急傾斜地の崩壊)の新たな指定に向けた調査箇所となっており、今後、土砂災害警戒区域等に指定される可能性が高い箇所となっています。

・敷地南側に電柱が1本があります。

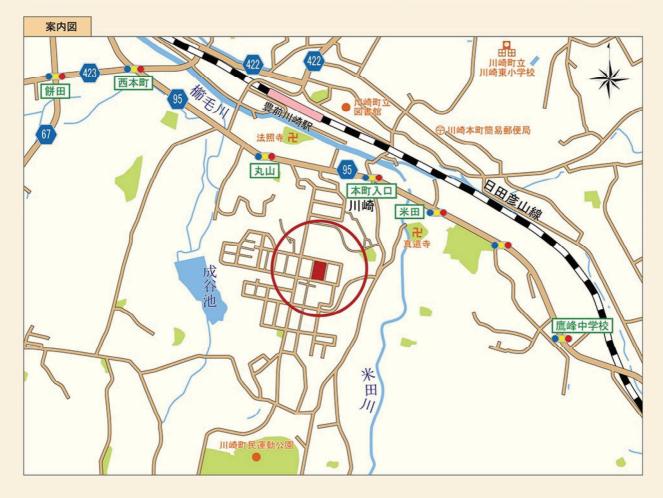
・敷地上空に電線があります。

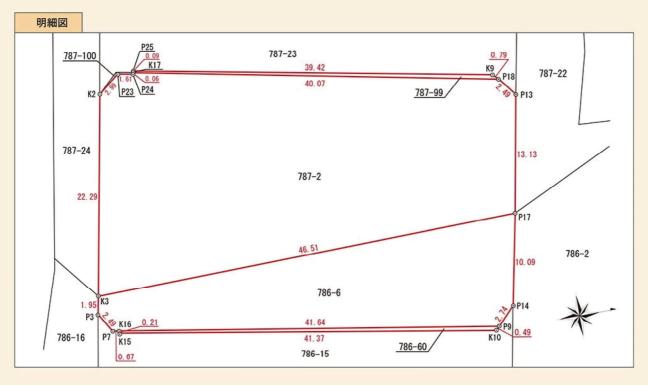
・敷地の法面及びブロック塀の一部が町道に越境しています。法面等を扱う場合は、川崎町と協議してください。

※ 物件概要書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び 諸規制についての調査確認を行ってください。

※ 上記以外、土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っていません。

		物件番号
所在地	実測面積	-
田川郡川崎町大字川崎字古大日787番	2外3筆 1,280.25m ²	4



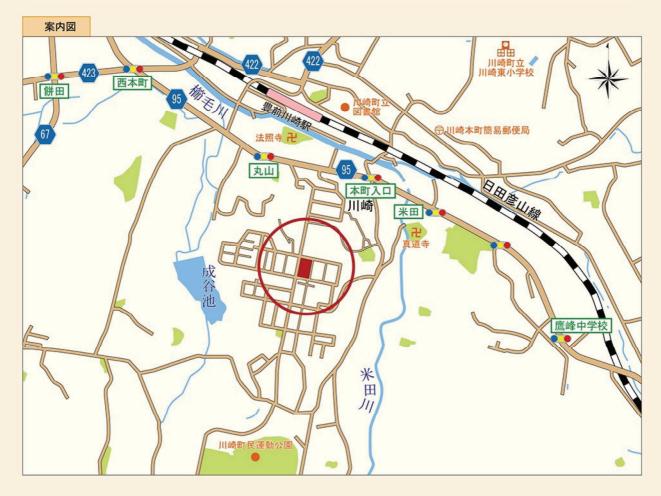


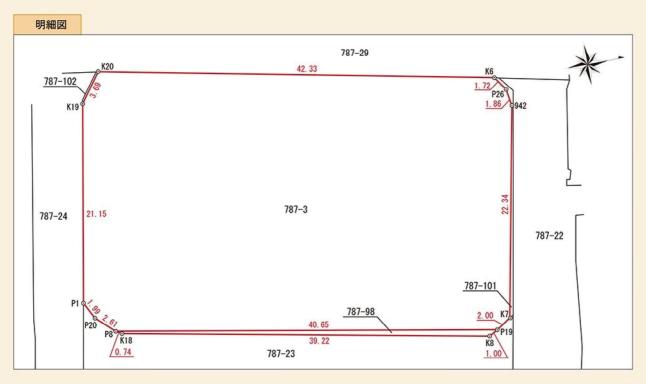
物件概要書(令和7年3月調査)

物件番号: 5

等に 構 構 構	(物(牛の表示)	元	丸山	団地(3)				最低売去	印価格(予定価格)	7, 16	<u>60, 000 </u> ₽	
田川郡川崎町大字川崎字古大日787番98 宅地 更地 17.11 m 17.1 m			所在	E及び	が地番			地	目	現況	公簿面積	実測面積	坪面積	
合計2準 1.244.36 ml 1.244.36 ml 2.244.36 ml 約 376 坪 接面道路幅頁 ZGU接面状況 北間 幅長55.2mの可道に接面(陽面道路との高低差が約0~1.6mあります。) 第間 幅長55.3mの可道に接面(陽面道路との高低差が約0~1.5mあります。) 面倒 偏長55.3mの可道に接面(陽面道路との高低差が約0~1.5mあります。) 5mbります。) 期間 幅長55.3mの可道に接面(陽面道路との高低差が約0~1.5mbります。) 面倒 個長55.3mの可道に接面(陽面道路との高低差が約0~1.5mbります。) 5mbります。) 調節 偏長55.3mの可道に接面(陽面道路との高低差が約0~1.5mbります。) 面倒 個長55.3mの可道に接面(陽面道路との高低差が約0~1.5mbります。) 5mbります。) 調節 偏長55.3mの可道に接面(陽面道路との高低差が約0~1.5mbります。) 面倒 個長53.3mの可道に接面(陽面道路との高低差が約0~1.5mbります。) 5mbります。) 第一 一 量低数地か(未調査のため、土地を扱う際には事前に川崎町との協議が必要 です。詳しくは、川崎町教育委員会社会教育課(092-72-3000)へお問合せください。) 7mbります。) 私道負担 無 負担の内容 — — その他 一 — — 私道負担 無 負担の内容 — — — 本道路記 無 ① ① 20-639-455 … 大能通道路記 無 ① ① 1020-639-455 … ないながの 「 1 一 … … ないながの 「 1 … … … … ないながの	田	川郡川崎	町大学	名二金	奇字古大	:日78	7番3	宅	地	更地	1,226.65 m ²	1,226.65 m ²	約 371 坪	
推測 推測 加加 1 加加 1	田	川郡川崎	町大字	川崎	字古大	日787	番98	宅	地	更地		17.71 m [*]	約 5 坪	
Familabine and a matheward and a mathematical and a mathoreas and a mathematical and a mathold and a mathematical and a						-		M				,	約 376 坪	
推進地域 びし 建ペい率 105 指定容積平200% 高さ制限 - 最低敷地面積 - マの他 マの他 - 最低敷地面積 - 文化財保護 周知の埋蔵文化財包蔵地外(未調査のため、土地を扱う際には事前に川崎町との協議が必要 です。詳しくは、川崎町教育委員会社会教育課(092-72-3000)へお問合せください。) - 私道の負担等 (-関する事項 私道負担 無 負担の内容 - 水道の負担等 (-関する事項 私道負担 魚担の内容 - - 水道 振道路記録 魚 負担の内容 - - - 水道 振道路記録 魚 白田内容 - - - 大地線距準 ● - - - - ない状態 ● - - - - ない状態 ● - <td>ጆ</td> <td></td> <td></td> <td>東南</td> <td>側 幅員 側 幅員</td> <td>約4.7 約5.3</td> <td>'mの町 Imの町</td> <td>「道に接」 「道に接</td> <td>を 面 (接</td> <td>面道路との</td> <td>高低差が約0~1.</td> <td>5mあります。)</td> <td></td>	ጆ			東南	側 幅員 側 幅員	約4.7 約5.3	'mの町 Imの町	「道に接」 「道に接	を 面 (接	面道路との	高低差が約0~1.	5mあります。)		
用速地域 なし 建へい半 106 指定谷根串(2006) 高さ制限 - 最低敷地面積 - その他 - 最低敷地面積 - 文化財保護 周知の埋蔵文化財包蔵地外(未調査のため、土地を扱う際には事前に川崎町との協議が必要 です。詳しくは、川崎町教育委員会社会教育課(092-72-3000)へお問合せください。) 私道の負担等 [こ関する事項 私道負担 無 負担の内容 - 支化財保護 福加 配管等の状況 - 東海道路配管 有担の内容 - 支約 座面道路配線 有.州電力株式会社田川営業所 0120-639-455 上水道 接面道路配管 有 回川広域水道企業団施設管理課 0947-23-2143 下水道 接面道路配管 第 - - 大規関第 小田市さんあいバス「高見公民館」バス停 約240m 徒歩3分 市市ガス 接面道路配管 第 - - - グス 川崎町ぶあいバス「高見公民館」バス停 約240m 徒歩3分 市役所等 川崎町小学校 物件の北東方 約750m - - 位都市がス ノ目 日彦山線「豊新川崎」駅 11km - - 小学校 川崎町小学校 物件の北東方 約750m - - 「日田彦山線「豊小小学校 物件の北東方 1.1km - -	法 令	都市計画	回区域	非	線引き	都市計	画区域	戉						
高之朝限 一 最低期地面積 一 その他 その他 <td>等 に</td> <td>用途地</td> <td>也域</td> <td>な</td> <td>L</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>建</td> <td>ペい率 709</td> <td>% 指</td> <td>定容積率 200%</td> <td></td>	等 に	用途地	也域	な	L				建	ペい率 709	% 指	定容積率 200%		
N その他 文化財保護 周知の埋蔵文化財包蔵地外(朱調査のため、土地を扱う際には事前に川崎町との協議が必要 です。詳しくは、川崎町教育委員会社会教育課(092-72-3000)へお問合せください。) 私道の負担等 (こ関する事項 私道負担 無 負担の内容 — (こ関する事項 福川 転営等の状況 電話番号 東京道路配線 有 九州電力株式会社田川営業所 0120-639-455 上水道 接面道路配修 有 加州電力株式会社田川営業所 0120-639-455 上水道 接面道路配修 有 加二の大式会業の施設管理課 0947-23-2143 市力ス 接面道路配修 毎 — 0947-23-2143 市方ス 接面道路配修 毎 — 0947-23-2143 市方ス 接面道路配修 毎 … 0947-23-2143 「大気 援助道路配修 ● … … … (小学数 月日日彦山線「豊前小 「 … … … (注意報告報) 「 小学	基 づ	高さ制	限			_			最低	熟地面積				
文化財保護 周知の埋蔵文化財包蔵地外(未調査のため、土地を扱う際には事前に川崎町どの協議が必要 です。詳しくは、川崎町教育委員会社会教育課(092-72-3000)へお問合せください。) 私道の負担等 に関する事項 私道負担 魚担の内容 一 道路後退 魚担の内容 一 道路後退 魚担の内容 一 建築の現物 配管等の状況 電話番号 電気 接面道路配管 有 日川広域水道企業団施設管理課 0947-23-2143 下水道 接面道路配管 毎 日川広域水道企業団施設管理課 0947-23-2143 下水道 接面道路配管 毎 一 一 交通機関 道路距離 鉄道 JR目田彦山総「豊前川崎」駅 約700m 徒歩3分 市がス 接面道路配管 毎 一 0 パス 川崎町 ひ場 物件の北東方 約700m 徒歩3分 市役所等 川崎町や技 物件の北東方 約750m 中 小学校 川崎車学校 物件の北東方 約750m ● 市の状況 一般戸建住宅と空地が混在する既成住宅地域 1.1km 小 小学校 別崎車学校 物件の西方 約1.7km のり間にしば現状のままとします。 数地は四側につくりの階段が3箇所ありますが、経年劣化しています。 動地は四側につくり、北島本300~(30m(8本)、1.5m(10本))) 敷地は西側に電社・私び支柱2本があります。 動地南側に電社・私び支線1・本があります。 動地南側に電社・本びあります。 動地南側に電社・本びありま	く 制限	その	他											
Mail Digities Tell 通路後退 無 負担の内容 一 道路後退 無 負担の内容 一 電話番号 連路後退 無 負担の内容 一 電話番号 電気 接面道路配管 有 田川広域水道企業団施設管理課 0947-23-2143 下水道 接面道路配管 有 田川広域水道企業団施設管理課 0947-23-2143 下水道 接面道路配管 第 一 0947-23-2143 都市ガス 接面道路配管 第 一 0 交通機関 バス 川崎町公本島になる 第 1 バス 川崎町水学校 物作の北東方 約7.00m 徒歩3分 市役所等 川崎町小学校 物件の北東方 約750m 中学校 中学校 川崎甲学校 物件の西方、約1.7km 近期事項 ・ 一 ・ ・ 物件の引きなり約 「 ・ ●	カル 助用知の埋蔵文化財包蔵地外(未調査のため、土地を扱う際には事前に川崎町との協議が必要)													
(1開する事項 道路後退 無 負担の内容 一 #種別 配管等の状況 電話番号 電気 接面道路配線 有 九州電力株式会社田川営業所 0120-639-455 上水道 接面道路配管 有 田川広域水道企業団施設管理課 0947-23-2143 下水道 接面道路配管 毎 一 0947-23-2143 市方ス 接面道路配管 無 一 0947-23-2143 都市方ス 接面道路配管 無 一 0 交通機関 鉄道 JR日田彦山線「豊前川崎 駅 約700m 徒歩9分 「ば路距離 パベス 川崎町ぶれあいべス「高見公民館」バス停 約240m 徒歩3分 「なり 川崎町小学校 物件の北東小学校 物件の北東方 約750m 近期の 一 一 一 「おり 川崎町学校 物件の正たっる 物物の引しこしないの 市会が前路の当びの 1.6m <t< td=""><td colspan="13">私道の負担等 私道負担 無 負担の内容 ー</td></t<>	私道の負担等 私道負担 無 負担の内容 ー													
電気 接面道路配線 有 九州電力株式会社田川営業所 0120-639-455 上水道 接面道路配管 有 田川広域水道企業団施設管理課 0947-23-2143 下水道 接面道路配管 無 0947-23-2143 都市ガス 接面道路配管 無 0947-23-2143 都市ガス 接面道路配管 無 交通機関 第市ガス 接面道路配管 無 交通機関 第 JR日田彦山線「豊前川崎J駅 約700m 徒歩9分 道路距離 パス 川崎町ふれあいバス「高見公民館」バス停 約240m 徒歩3分 市役所等 川崎町小学校 物件の北電方 約1.1km 公共機関等 小学校 川崎東小学校 物件の北東方 約750m 市学校 川崎中学校 小学校 川崎中学校 小学校 小学校 川崎中学校 小時の西方 約1.7km 近隣の状況 一般戸建住宅と空地が混在する既成住宅地域 飯数地西側にコンクリート造りの階段が3箇所ありますが、経年劣化しています。 - - 敷地古風側町道より約2m高く、北側町道及び南側町道より約2m高くなっています。 - - 敷地北国に電柱1本及び支線1本があります。 敷地南側に電柱1本及び支線1本があります。 - - 敷地の送していまえたまの				道距	络後退	無	負担の	の内容			-	_		
共和型 上水道 接面道路配管有 田川広域水道企業団施設管理課 0947-23-2143 下水道 接面道路配管無 0947-23-2143 都市ガス 接面道路配管無 0947-23-2143 都市ガス 接面道路配管無 0947-23-2143 都市ガス 接面道路配管無 交通機関 道路距離 3R日田彦山線「豊前川崎」駅約700m 徒歩9分 パス 川崎町ふれあいバス「高見公民館」バス停約240m 徒歩3分 市役所等 川崎町ふれあいバス「高見公民館」バス停約240m 徒歩3分 小学校 川崎町小学校物件の北東方約750m 中学校 川崎中学校物件の北東方約750m ・中学校 川崎中学校物件の西方約1.1km が件の引渡しは現状のままとします。 検訪事項 参加事項 検渉の表し 施助の状況 ● 定校 川崎市小学校 「おりの			種	別	配管	等の状	況					電話	舌番号	
設の状況 二水道 接面道路配管 有 田川広場水道企業団施設管理課 0947-23-2143 下水道 接面道路配管 無 - 0947-23-2143 都市ガス 接面道路配管 無 - - 交通機関 (道路距離) 鉄道 JR日田彦山線「豊前川崎J駅 約700m 徒歩9分 (ご路距離) バス 川崎町ふれあいバス「高見公民館」バス停 約240m 徒歩3分 小学校 川崎町役場 物件の北東方 約750m - - 小学校 川崎東小学校 物件の北東方 約750m - - 佐隣の状況 一般戸建住宅と空地が混在する既成住宅地域 - - - - 修訂事項 - 小学校 川崎東小学校 物件の西方 約1.7km 物件の引渡しは現状のままとします。 - - - - - 物体の引渡しは現状のままとします。 - - - - - 物比四側にコンクリート造りの階段が3箇所ありますが、経年劣化しています。 -			電	記気 接面道路配線 有 九·				九州電	力株式	式会社田川	営業所	0120-0	639-455	
都市ガス 接面道路配管 無 – – 交通機関 (道路距離) 鉄道 JR日田彦山線「豊前川崎J駅 約700m 徒歩9分 (次ス) 川崎町ふれあいバス「高見公民館」バス停 約240m 徒歩3分 市役所等 川崎町公場 物件の北西方 約1.1km 小学校 川崎町小学校 物件の北東方 約750m 中学校 川崎中学校 物件の西方 約1.7km 近隣の状況 一般戸建住宅と空地が混在する既成住宅地域 宇耳 物件の引渡しは現状のままとします。 敷地西側にコンクリート造りの階段が3箇所ありますが、経年劣化しています。 敷地は西側町道より約2m高く、北側町道及び南側町道より約0~1.6m高くなっています。 地中に従前建物の基礎杭が約56本残存しています。(末口径9cm、杭長4.0m(38本)・3.0m(8本)、1.5m(10本))) 敷地北側に電柱1本及び支柱2本があります。敷地南側に電柱1本及び支線1本があります。 敷地の法面の一部が町道に越境しています。法面を扱う場合は、川崎町と協議してください。 (物件概要書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び 諸規制についての調査確認を行ってください。			上水	水道 接面道路配管 有			有日	田川広	域水道	首企業団施	設管理課	0947-	23-2143	
交通機関 (道路距離) 鉄道 JR日田彦山線「豊前川崎J駅 約700m 徒歩9分 (道路距離) バス 川崎町ふれあいバス「高見公民館」バス停 約240m 徒歩3分 (本) 小学校 川崎町小学校 物件の北西方 約1.1km (公共機関等) 小学校 川崎東小学校 物件の北東方 約750m (百線距離) 小学校 川崎中学校 物件の西方 約1.7km 近隣の状況 一般戸建住宅と空地が混在する既成住宅地域 6記事項 一般戸建住宅と空地が混在する既成住宅地域 特記事項 物件の引渡しは現状のままとします。 敷地西側にコンクリート造りの階段が3箇所ありますが、経年劣化しています。 敷地は西側町道より約2m高く、北側町道及び南側町道より約0~1.6m高くなっています。 敷地は西側町道より約2m高く、北側町道及び南側町道より約0~1.6m高くなっています。 敷地は西側町道水の基礎杭が約56本残存しています。(末口径9cm、杭長4.0m(38本)・3.0m(8本)、1.5m(10本))) 敷地北側に電柱1本及び支柱2本があります。敷地南側に電柱1本及び支線1本があります。 敷地し空に電線があります。 敷地の法面の一部が町道に越境しています。法面を扱う場合は、川崎町と協議してください。			下水	〈道	接面道路配管 無							0947-	23-2143	
(注道路距離) バス 川崎町ふれあいバス「高見公民館」バス停 約240m 徒歩3分 市役所等 川崎町公場 物件の北西方 約1.1km 小学校 川崎東小学校 物件の北東方 約750m 中学校 川崎中学校 物件の西方 約1.7km 丘隣の状況 一般戸建住宅と空地が混在する既成住宅地域 5記事項 物件の引渡しは現状のままとします。 敷地西側にコンクリート造りの階段が3箇所ありますが、経年劣化しています。 敷地西側にコンクリート造りの階段が3箇所ありますが、経年劣化しています。 動地市側にコンクリート造りの階段が3箇所ありますが、経年劣化しています。 動地地間にこンクリート造りの階段が3箇所ありますが、経年劣化しています。 動地正側町道より約2m高く、北側町道及び南側町道より約0~1.6m高くなっています。 地中に従前建物の基礎杭が約56本残存しています。(末口径9cm、杭長4.0m(38本)・3.0m(8本)、1.5m(10本))) 動地北側に電柱1本及び支柱2本があります。 動地南側に電柱1本及び支線1本があります。 動地の法面の一部が町道に越境しています。法面を扱う場合は、川崎町と協議してください。 ぞ 物件概要書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び 諸規制についての調査確認を行ってください。			都市	ガス	接面道	路配管	無			_			_	
第2100 バス 川崎町ふれあいバス「高見公民館」バス停約240m 徒歩3分 市役所等 川崎町役場物件の北西方約1.1km 小学校 川崎東小学校物件の北東方約750m 中学校 川崎中学校物件の西方約1.7km 近隣の状況 一般戸建住宅と空地が混在する既成住宅地域 特記事項 小学校 物件の引渡しは現状のままとします。 動地西側にコンクリート造りの階段が3箇所ありますが、経年劣化しています。 敷地西側にコンクリート造りの階段が3箇所ありますが、経年劣化しています。 敷地は西側町道より約2m高く、北側町道及び南側町道より約0~1.6m高くなっています。 敷地北四側町道より約2m高く、北側町道及び南側町道より約0~1.6m高くなっています。 敷地北四側町道より約2m高く、北側町道及び南側町道より約0~1.6m高くなっています。 敷地の基礎杭が約56本残存しています。(末口径9cm、杭長4.0m(38本)・3.0m(8本)、1.5m(10本))) 敷地北側に電柱1本及び支柱2本があります。敷地南側に電柱1本及び支線1本があります。 敷地の法面の一部が町道に越境しています。法面を扱う場合は、川崎町と協議してください。 物件概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び 諸規制についての調査確認を行ってください。	交	诵機関	鉄	道	JR日	田彦山	」線「豊	副前川山	倚」駅	約700m	徒歩9分			
公共機関等 (直線距離) 小学校 川崎東小学校 物件の北東方 約750m 中学校 川崎中学校 物件の西方 約1.7km 近隣の状況 一般戸建住宅と空地が混在する既成住宅地域 結記事項 物件の引渡しは現状のままとします。 敷地西側にコンクリート造りの階段が3箇所ありますが、経年劣化しています。 敷地西側町道より約2m高く、北側町道及び南側町道より約0~1.6m高くなっています。 地中に従前建物の基礎杭が約56本残存しています。(末口径9cm、杭長4.0m(38本)・3.0m(8本)、1.5m(10本)) 敷地北側に電柱1本及び支柱2本があります。敷地南側に電柱1本及び支線1本があります。 敷地北側に電柱1本及び支柱2本があります。 敷地の法面の一部が町道に越境しています。法面を扱う場合は、川崎町と協議してください。			バ	ス	川崎	町ふれ	あい	「ス「高	⑤見公.	民館」バス(亭 約240m 徒	歩3分		
(直線距離) 小子校 川崎東小子校 初日の東京 第3730m 中学校 川崎中学校 物件の西方 約1.7km 近隣の状況 一般戸建住宅と空地が混在する既成住宅地域 新記事項 物件の引渡しは現状のままとします。 敷地西側にコンクリート造りの階段が3箇所ありますが、経年劣化しています。 敷地は西側町道より約2m高く、北側町道及び南側町道より約0~1.6m高くなっています。 敷地は西側町道より約2m高く、北側町道及び南側町道より約0~1.6m高くなっています。 敷地北西側町道より約2m高く、北側町道及び南側町道より約0~1.6m高くなっています。 敷地北間に電柱1本及び支柱2本があります。(末口径9cm、杭長4.0m(38本)・3.0m(8本)、1.5m(10本))) 敷地北側に電柱1本及び支柱2本があります。敷地南側に電柱1本及び支線1本があります。 敷地上空に電線があります。 敷地の法面の一部が町道に越境しています。法面を扱う場合は、川崎町と協議してください。			市役	所等	川崎	町役場	,物件	「の北国	西方;	約1. 1km				
中学校 川崎中学校 物件の西方 約1.7km 近隣の状況 一般戸建住宅と空地が混在する既成住宅地域 結記事項 物件の引渡しは現状のままとします。 敷地西側にコンクリート造りの階段が3箇所ありますが、経年劣化しています。 敷地は西側町道より約2m高く、北側町道及び南側町道より約0~1.6m高くなっています。 地中に従前建物の基礎杭が約56本残存しています。(末口径9cm、杭長4.0m(38本)・3.0m(8本)、1.5m(10本))) 敷地北側に電柱1本及び支柱2本があります。敷地南側に電柱1本及び支線1本があります。 敷地上空に電線があります。 敷地の法面の一部が町道に越境しています。法面を扱う場合は、川崎町と協議してください。 <			小学	≌校	川崎	東小学	校物	の件のは	北東方	約750m	ı			
特記事項 物件の引渡しは現状のままとします。 敷地西側にコンクリート造りの階段が3箇所ありますが、経年劣化しています。 敷地は西側町道より約2m高く、北側町道及び南側町道より約0~1.6m高くなっています。 地中に従前建物の基礎杭が約56本残存しています。(末口径9cm、杭長4.0m(38本)・3.0m(8本)、1.5m(10本)) 敷地北側に電柱1本及び支柱2本があります。敷地南側に電柱1本及び支線1本があります。 敷地上空に電線があります。 敷地の法面の一部が町道に越境しています。法面を扱う場合は、川崎町と協議してください。 ※ 物件概要書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び 諸規制についての調査確認を行ってください。			中学	校	川崎	中学校	₹ 物件	ゆ西フ	方 約	1. 7km				
物件の引渡しは現状のままとします。 敷地西側にコンクリート造りの階段が3箇所ありますが、経年劣化しています。 敷地は西側町道より約2m高く、北側町道及び南側町道より約0~1.6m高くなっています。 地中に従前建物の基礎杭が約56本残存しています。(末口径9cm、杭長4.0m(38本)・3.0m(8本)、1.5m(10本)) 敷地北側に電柱1本及び支柱2本があります。敷地南側に電柱1本及び支線1本があります。 敷地上空に電線があります。 敷地の法面の一部が町道に越境しています。法面を扱う場合は、川崎町と協議してください。	近阿	粦の状況	_	般戸	建住宅。	と空地は	が混在	する既	 成住 [:]	宅地域				
敷地西側にコンクリート造りの階段が3箇所ありますが、経年劣化しています。 敷地は西側町道より約2m高く、北側町道及び南側町道より約0~1.6m高くなっています。 地中に従前建物の基礎杭が約56本残存しています。(末口径9cm、杭長4.0m(38本)・3.0m(8本)、1.5m(10本)) 敷地北側に電柱1本及び支柱2本があります。敷地南側に電柱1本及び支線1本があります。 敷地上空に電線があります。 敷地上空に電線があります。 敷地の法面の一部が町道に越境しています。法面を扱う場合は、川崎町と協議してください。 < 物件概要書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。	特記	事項												
敷地は西側町道より約2m高く、北側町道及び南側町道より約0~1.6m高くなっています。 地中に従前建物の基礎杭が約56本残存しています。(末口径9cm、杭長4.0m(38本)・3.0m(8本)、1.5m(10本)) 敷地北側に電柱1本及び支柱2本があります。敷地南側に電柱1本及び支線1本があります。 敷地上空に電線があります。 敷地の法面の一部が町道に越境しています。法面を扱う場合は、川崎町と協議してください。 後 物件概要書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び 諸規制についての調査確認を行ってください。	・物イ	牛の引渡し	しは現	状の	ままとしま	ます。								
地中に従前建物の基礎杭が約56本残存しています。(末口径9cm、杭長4.0m(38本)・3.0m(8本)、1.5m(10本)) 敷地北側に電柱1本及び支柱2本があります。敷地南側に電柱1本及び支線1本があります。 敷地上空に電線があります。 敷地の法面の一部が町道に越境しています。法面を扱う場合は、川崎町と協議してください。	∙敷±	地西側に=	コンクリ	۱−ト ;	造りの階	設が3	箇所あ	らります	が、絵	を年劣化して	ています。			
敷地北側に電柱1本及び支柱2本があります。敷地南側に電柱1本及び支線1本があります。 敷地上空に電線があります。 敷地の法面の一部が町道に越境しています。法面を扱う場合は、川崎町と協議してください。 < 物件概要書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び 諸規制についての調査確認を行ってください。	·敷	地は西側甲	町道よ	り約2	m高く、	北側町	「道及び	び南側	町道よ	にり約0~1.6	ìm高くなっていま	す。		
 敷地上空に電線があります。 敷地の法面の一部が町道に越境しています。法面を扱う場合は、川崎町と協議してください。 ※ 物件概要書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び 諸規制についての調査確認を行ってください。 	·地·	中に従前致	建物の	基礎	杭が約5	6本残	存して	います	。(末	口径9cm、村	抗長4.0m(38本)・	3.0m(8本)、1.5m	(10本))	
敷地の法面の一部が町道に越境しています。法面を扱う場合は、川崎町と協議してください。 ※ 物件概要書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。	∙敷	地北側に雷	電柱14	▶及ひ	「支柱2ス	本があり	ります。	。敷地南	南側に	電柱1本及	び支線1本があり	ます。		
物件概要書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び 諸規制についての調査確認を行ってください。	▪敷圠	地上空に電	電線が	ありま	ます。									
諸規制についての調査確認を行ってください。	・敷	地の法面の	の一部	が町	道に越り	竟してし	います。	。法面で	を扱う	場合は、川	崎町と協議してく	ごさい。		
	*	物件概要	書は、	物件	の概要を	把握了	するため	めの参	考資料	料ですので、	、必ず購入希望者	ご自身において	、現地及び	
上記以外、土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っていません。		者規制につ	いての	の調査	を確認を	行って	くださし	<i>،</i> \°						
	ж.	上記以外	、土壌	調査	、地盤調]査、地	下埋討	殳物 調	査等は	は行っていま	ミせん。			

			物件番号
所在地		実測面積	
田川郡	川崎町大字川崎字古大日787番3外1筆	1, 244. 36m ²	5





物件概要書(令和7年3月調査)

物件	番号:	6												
(物(牛の表示)	元	;丸山	団地(4)				最低	売却]価格(予定価格)	10, 3	<u>10, 00</u>	00 円
				地	目	現況		公簿面積	実測面積	ť	平面積			
田川郡川崎町大字川崎字樋口788番3				宅	地	更地		1,683.32 m [*]	1,683.32 m [*]	約	509 坪			
田川郡川崎町大字川崎字樋口788番2				宅	地	更地		668.95 m ²	668.95 m [*]	約	202 坪			
			مالہ 🔰		計2筆	~	<u>אלי +ז</u>	+ == /+	立ち、大学のの	<u> </u>	2,352.27 m ²	2,352.27 m ²	約	711 坪
接面道路幅員 東側 幅員約				約5.3 約4.0	mの mの	町道に接 町道に接	後面(打 後面(打	妾面道路の	高低	&差が約3. Omありa &差が約0~3. Oma &差が約0~1. 6ma	あります。)			
法令等に基づく	都市計画区域		非線引き都市計画区域											
	用途地域		なし					建ペい率 70% 指定容積率 200%						
	高さ制限							最						
、 制 限	その他			I										
	文化財保	頀		周知の埋蔵文化財包蔵地外(未調査のため、土地を扱う際には事前に川崎町との協議が必要 です。詳しくは、川崎町教育委員会社会教育課(092-72-3000)へお問合せください。)										
利	ム道の負担等		私道負担 無 負担の内容				の内容	<u>ج</u>						
1:	こ関する事	項	道距	各後退	無	負担	の内容	2			_			
		種	別	配管	配管等の状況 電話番						話番号			
		電	気	接面道路配線 有 九			九州電	九州電力株式会社田川営			業所 0120-639-4		-455	
	合処理施 の状況	上水道		接面道路配管 有 田			田川広	田川広域水道企業団施設管理課				0947-23-2143		
		下水道		接面道路配管 無				_			0947-23-2143			
		都市	ガス	接面道路配管 無				—				_		
交通機関 (道路距離)		鉄	道											
		バ	ス	川崎町ふれあいバス「高見公民館」バス停約210m 徒歩3分										
		市役	所等											
	も機関等 線距離)	小学校												
(但称距触)		中学	校	川崎中学校 物件の西方 約1.6km										
近阿	粦の状況	_												
特記	事項													
∙物(牛の引渡し	しは現	状の	ままとし	ます。									
·敷	地は北側	町道よ	り約3	.0m高く	東側	町道	及び敷 均	也間(こ存する田	J道。	より約0~3.0m高く	なっています。		
・地口	中に従前頭	建物の	基礎	杭が約1	96本列	桟存し	ていま	す。(末口径9c	m,	杭長4.0m(133本)・	3.0m(28本)、1	.5m(3	5本))
条(7		の規制	訓を受	ける可	能性が	ありま	ます。具	体的	ながけ条	例0	高低差があるため、 D適用範囲や利用 [:]			
(地社	番:788番3	3)												
・敷地東側に消火栓があります。取扱いについては、川崎町防災管財課(0947-72-3000)へお問合せください。														
・敷地南側に行政区が管理するゴミ収集ボックスがあります。取扱いについては行政区にお問合せください。なお、行政 区の問合せ先については川崎町総務課(0947-72-3000)にご確認ください。														
・敷地南側に電柱2本及び支線1本があります。														
▪敷±	地上空に	電線が	ありま	ます。										
(北平 700平0)														

(地番:788番2)

・敷地北東端側にコンクリート造りの階段が1箇所ありますが、経年劣化しています。

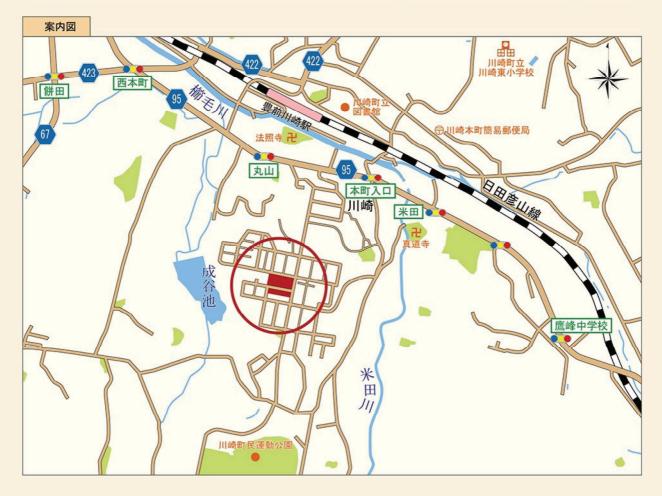
・敷地の法面の一部が町道に越境しています。法面を扱う場合は、川崎町と協議してください。

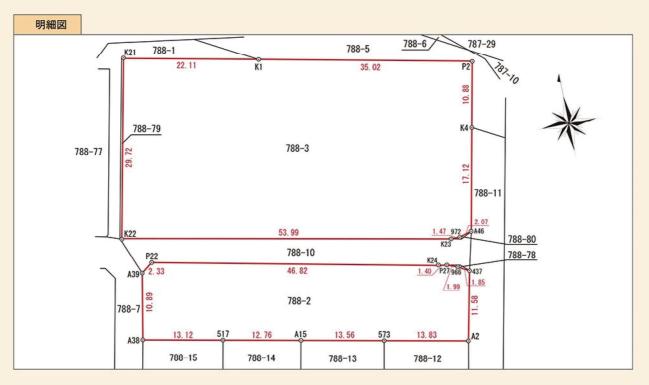
・南側の隣接地敷地の一部(ブロック塀等)が当該物件敷地に越境しています。

※ 物件概要書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び 諸規制についての調査確認を行ってください。

※ 上記以外、土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っていません。

		物件番号
所在地	実測面積	-
田川郡川崎町大字川崎字樋口788番3外1筆	2, 352. 27 m ²	6





§1 入札の参加資格等について

- 1. 次の事項に該当する方は入札に参加できません。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 個人又は法人の役員等(注)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定 する暴力団員に該当する者
 - また、個人又は法人の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (4) 次のいずれかに該当する者
 - ・暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ・自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を 利用するなどしている者
 - ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力 団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (5)前記(2)~(4)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

注)役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

2. 入札者(契約者)は、前項に該当しない旨を記載した誓約書を提出しなければなりません。

【地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)より抜粋】

(一般競争入札の参加者の資格)

- 第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために 連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当り代理 人、支配人その他の使用人として使用したとき。

【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)より一部抜粋】

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2. 暴力団

その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

6. 暴力団員

暴力団の構成員をいう。

§2 入札参加申込(※事前申込)について

※配達(特定記録郵便など確実に書類が届く方法)又は持参により入札書類一式を提出してください。
※入札参加申込(事前申込)をされていない方は、入札にご参加できませんので、ご注意ください。
→入札参加申込(事前申込)をされた方には、入札に必要な書類一式を送付します。(§4-1参照)

- 入札参加申込に必要な書類(現地説明会及び請求により配布。) 個人…入札参加申込書、誓約書
 法人…入札参加申込書、誓約書、役員一覧
 ※入札参加申込書及び誓約書に押印する印鑑並びにその後の売却手続きに押印する印鑑は、
 全て同一の印鑑(法人の場合は代表者印(印鑑証明印))を押印すること。(§12参照)
- 2. 入札参加申込 受付場所

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県総務部財産活用課公有財産係(福岡県庁 南棟 9階 西側)

3. 入札参加申込 受付期間·時間

令和7年5月15日 (木) ~令和7年6月16日 (月) 開 庁 日 の 午 前 9 時 ~ 午 後 5 時

※ 最終日は、午後5時必着(郵送・持参とも)

<留意事項>

- ・入札参加申込受付期間最終日の受付時間を過ぎて到達した入札参加申込は無効となります。
 郵送による提出の場合は、早めの時期に特定記録など確実に書類が届く方法によりお送りください。
- ・「開庁日」とは、福岡県の休日を定める条例第1条に規定する休日(土曜日、日曜日、国民の祝日及び 12月29日~翌年1月3日)を除く日です。

§3 入札保証金について

1. 入札保証金の納付 入札に参加される方は、入札期間内に入札保証金の納付が必要です

<入札保証金の目的>

入札保証金は、落札者が契約を締結しない場合に、県に帰属するものであり、県が契約を締結すべき 義務の履行を担保するものです。

<入札保証金の額>

入札保証金の額は、該当物件の最低売却価格の<u>100分の10の額</u>です。

※ 本物件の入札保証金の額は、表紙「物件の表示」中(入札保証金額)のとおり ※ 入札金額の100分の10の額ではありませんので、ご注意ください。

<入札保証金の納付方法>

次の方法のいずれかにより、入札参加者が金融機関にて事前に納付してください。

- (1) 銀行振込による納付 (原則)
 - ア 振込先

振込口座については、入札参加申込(事前申込)をされた方に、入札に必要な書類一式を送付 (§4-1. I参照)するときにお知らせします。 イ 振込方法

銀行の窓口の利用・・・・・限度額はありません。 銀行のATM(通帳・キャッシュカード)・・・限度額がありますので、留意してください。 インターネットバンキングの利用・・・限度額がありますので、留意してください。 ※ 納付後の領収書(窓口:「振込金受取書」等、ATM:「ご利用控」等)、インターネットバンキング:「振 込完了画面を印刷したもの」等は大切に保管し、その写しを入札に必要な書類一式の一つとして ご提出ください。

- ウ 振込手数料 入札参加者の負担となります。
- (2)現金もしくは銀行振出の小切手を福岡県へ直接持参することによる納付
 ※銀行振出の小切手は、福岡手形交換所加盟の金融機関が振り出し、振出日より5日以内のもので、「受取人」は持参人払いとしたものに限ります。
- (3) 郵便為替による納付(発行日から起算して175日を経過していないものに限ります。)

<入札保証金の納付期間>

令和7年6月17日(火)~令和6年7月2日(水)(入札受付期間と同じ)

- 2. 入札保証金の返還
 - ・落札者以外の方の入札保証金は、あらかじめその方(入札者)の指定した金融機関の口座への振込に より返還いたします。
 - ・入札保証金を納付したものの、入札書の提出をしなかった場合は、入札保証金の返還手続きを行います。その場合も、その方(入札保証金納付者)の指定した金融機関の口座への振込により返還いたしますので、県庁総務部財産活用課にご連絡ください。
 - ・入札保証金の返還に際しては、入札終了後、約2週間程度かかる場合がありますので、あらかじめ ご了承ください。
 - ・ 入札保証金には利息は付きませんので、ご承知おきください。

§4 入札に必要な書類について

入札参加申込をされた方には、下記の書類一式(I)を送付いたします。
 入札者が個人か法人かで、入札に必要な準備書類が異なりますのでご注意ください。

入札者	I 県が送付する入札に必要な書類一式	II 入札者がご準備する各種証明書
個人	 ・入札書(2枚 ※ 1枚は予備) ・封筒(入札書用 定形) ・封筒(返信用 定形外) ・保証金等払戻請求書 ・債権者登録申出書 ・入札結果の公表等に関する同意書 (提出書類チェックリスト) 	・住民票抄本(※ 新規交付のもの)
法人	 ・入札書(2枚 ※ 1枚は予備) ・封筒(入札書用 定形) ・封筒(返信用 定形外) ・保証金等払戻請求書 ・債権者登録申出書 (提出書類チェックリスト) 	・法人登記簿謄本(現在事項全部証明書) ・印鑑証明書(代表者印) ※ いずれも新規交付のもの

- 2. 送付された書類一式(I)を確認の上、必要事項を記入・押印していただくとともに、各種証明書(Ⅱ) を取得してください。(※<u>押印する印鑑は入札参加申込に押印したものと同一であること</u>§12参照)
- 3.入札に必要な書類一式(下記)を、県から送られた返信用封筒により、同封のチェック用紙で確認の上、 福岡県総務部財産活用課公有財産係宛に、配達(簡易書留郵便等)か直接持参によりご提出ください。

入札者	入札に必要な書類一式
個人	・住民票抄本 ・入札書(封筒入り ※糊付けを行って、ご提出ください) ・入札保証金の領収書の写し(「振込金受取書」、「ご利用控」等の写し) ・保証金等払戻請求書 ・債権者登録申出書 ・入札結果の公表等に関する同意書
	<共有希望の場合(下記書類も必要となります。)> ・住民票抄本(共有者全員分)
法	 ・法人登記簿謄本(現在事項全部証明書) ・印鑑証明書(代表者印) ・入札書(封筒入り ※糊付けを行って、ご提出ください。) ・入札保証金の領収書の写し(「振込金受取書」、「ご利用控」等の写し) ・保証金等払戻請求書 ・債権者登録申出書
	<共有希望の場合(下記書類も必要となります。)> ・法人登記簿謄本(現在事項全部証明書)(共有者全員分) ・印鑑証明書(共有者全員分)

- ※ 押印する印鑑は、入札参加申込で提出した書類に押印したものと同一であること。(§12参照) 法人の場合は、必ず印鑑証明印(代表者印)を押印してください。
- ※ 複数の物件について申込みをされる場合、物件毎に参加申込書が必要になります。 ただし、各種証明書等(住民票・法人登記簿謄本・印鑑証明書・債権者登録申出書)は1通で結構で す。申込書にその旨記載してください。
- ※ 入札者の依頼により、入札者以外の方が入札者に代わって入札書を持参する場合は、代理を立てる必要はなく、委任状も必要ありません。

※ 必要な書類が提出されない場合、入札にご参加できませんのでご注意ください。

- 4. 当方にて書類一式を受付しましたら、各入札参加者に「入札受付確認書」を送付いたしますので、保管 しておいてください。
- 7. 開札当日、「入札受付確認書」及び指定された書類をご持参の上、開札会場にお越しください。
 (参加は任意)
 ※詳しくは、「§7 開札日時・場所」の<留意事項>をご参照ください。

§5 入札(※期間入札)について

1. 入札書について

入札書は必ず、福岡県所定の様式を使用し、次の点にご留意ください。なお、本県所定の様式以外のも のは無効となります。

- ・入札書の記載方法をよく読んで間違いのないようにお願いします。
- ・<u>一度提出された入札書はその理由のいかんにかかわらず、その取り消し、変更、引き替え、入札後にお</u> いての見込み違い、誤記、物件の数量に対する異議等があっても一切これを受付いたしません。
- ・また、入札書の提出は一度しか行うことができず、最低売却価格に満たない入札を行った方は失格とします。
- ・複数の物件の入札に参加できますが、入札書は1物件につき1枚しか提出できません。
- ・記名押印を忘れずにお願いします。法人の場合には、代表者印(**印鑑証明印)**を押印してください。
- ・金額の前に「¥」マークを記入し、算用数字を使用してください。
- ・桁間違いにもご注意ください。
- ・参加者申込書の名義と異なる名義で入札した場合は、無効となりますのでご注意ください。
- 2. 入札方法について

入札受付期間中に、配達(簡易書留郵便など確実に書類が届く方法)又は持参により入札書(封筒入り) を含む「入札に必要な書類」一式を県庁総務部財産活用課公有財産係に提出してください。(§6参照)

3. 入札の無効について

次に該当する入札は無効とします。

- 入札に参加する資格がない者が行なった入札
- 入札参加申込(事前申込)をされていない方による入札
- 同一入札者が同一物件につき2以上の入札をした場合
- 入札保証金が最低売却価格の100分の10の額に達しないもの
- 入札書が福岡県所定の様式以外のもの
- 入札書が所定の場所及び日時に到達しない場合
- 入札書に入札者(共有の場合は共有者全員)の住所、氏名の記入及び押印がなく、入札者が判明で きない場合
- 入札書に押印した印鑑が、入札参加申込で提出した書類のものと異なる場合(§12)
- 未記入、誤字又は脱字により、入札物件を特定できない入札
- 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載がないもの、重複したもの又は明確でないもの
- 法令又は入札に関する条例・規則等に違反した場合

§6 入札受付期間·場所

※配達(簡易書留郵便など確実に書類が届く方法)又は持参により入札書類一式を提出してください。

※入札参加申込(事前申込)をされていない方は、入札にご参加できませんので、ご注意ください。

1. 入札受付場所

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部財産活用課公有財産係(福岡県庁 南棟 9階 西側)

2. 入札 受付期間·時間

令和7年6月17日 (火) ~令和7年7月2日 (水) 開 庁 日 の 午 前 9 時 ~ 午 後 5 時

※ 最終日は、午後5時必着(郵送・持参とも)

く留意事項>

- ・入札受付期間最終日の受付時間を過ぎて到達した入札書は無効となります。
- 郵送による提出の場合は、早めの時期に特定記録など確実に書類が届く方法によりお送りください。
- ・「開庁日」とは、福岡県の休日を定める条例第1条に規定する休日(土曜日、日曜日、国民の祝日及び 12月29日~翌年1月3日)を除く日です。

§7 開札日時・場所

開札への参加は任意です。開札時において、入札者(代理人を含む。以下同じ。)が開札会場に来場されて いない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行います。

1. 開札日(時)

令和7年7月10日(木)、11日(金)(※時刻が物件ごとに異なります。)

2. 開札場所

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部財産活用課内(福岡県庁 南棟 9階 西側)

<留意事項>

開札時の立会い参加は自由ですが、参加にあたっては必要な書類がありますので、ご注意ください。 ~開札立会いに必要な書類~

- ア 入札者本人が参加される場合
 - ・「入札受付確認書」
 - ・入札者本人であることを証明する身分証明書(運転免許証等)
- イ 代理人が参加する場合
 - (個人の場合)
 - 「入札受付確認書」
 - 入札者本人から委任を受けた委任状(本人の印鑑は§12のとおり)
 - ・委任状の代理人欄に押印した印鑑
 - (法人の場合)
 - 「入札受付確認書」
 - ・代表者から委任を受けた委任状、又は、写真付の社員証等(注1)入札関係者であること が確認できるもの
 - ・上記委任状の代理人欄に押印した印鑑
 - (注1) 社員証等に写真がない場合は、官公庁が発行した写真付の身分証明書(運転免許証等)も併せて必要です。

§8 落札者の決定方法等

開札日に、物件ごとに開札を行い、落札者を決定いたします。

1. 落札者の決定について

開札の結果、県の最低売却価格以上に達した入札のうち、最高価格の入札を落札とします。

ただし、県の最低売却価格以上に達した入札で最高価格の入札を行った者が、入札参加資格に基づく契約要件を満たすかどうか確認を要する者である場合は、確認に一定の期間(約30日間)を要するため、 落札決定後、契約締結を留保します。

契約要件の確認の結果、契約要件を満たすことが確認された場合は、当該落札者と契約締結を行うこととし、契約要件を満たさないことが判明した場合は、当該落札者との契約は行わないこととします。

- 2. 落札となるべき同一額の入札が2以上の場合
 - ・直ちにくじを引いて落札者を決定いたします。(※再入札は行いません。)
 - ・該当する入札者が開札会場に来場されていない場合や、くじを引かれない方があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わりにくじを引きます。
 - ・くじ引き後の落札者についても、契約要件を満たすかどうかを確認するため、契約締結を留保する場合 があります。
- 3. 開札結果について
 - ・当日会場にて、開札後ただちに開札結果(落札者名及び落札金額)をお知らせいたします。
 - ・開札立会いに不参加の方には、文書(郵送)にて当該入札者に係る結果を通知します。
 - ・なお、落札者についてのみ、物件の担当者(県財産活用課職員)から落札した旨及び今後の手続きに ついて電話でご連絡いたします。
 - ・電話による開札結果(=特定の入札者に係る開札結果)の照会は、参加申込書や入札受付確認書等で 本人確認ができた場合にのみ、お答えいたします。
- 開札後の入札保証金について
 入札保証金は落札者を除き、あらかじめ入札者が指定した金融機関の口座への振込により速やかに返還

いたします。返還には約2週間程度かかりますので、ご了承ください。

なお、落札者の入札保証金については、契約締結に至った場合には、本人の申出により契約保証金に充 当することとします。

§ 9 契約について

1. 契約書について

県HP掲載の県有財産売買契約書(見本)をご確認ください。 ※ 印鑑は、必ず入札参加申込に必要な書類及び入札に必要な書類に押印したものと同一のもの

2. 契約締結期限について

落札者は落札決定通知の翌日から起算して7日以内(県の休日を除く。)に契約書を取り交わさなければ なりません。

落札者がこの期間内に契約書を取り交わさないときは、落札は無効となり、入札保証金は返還いたしません。

3. 入札保証金の契約保証金への充当について

既に納めていただいている入札保証金については、本人の申出により契約締結後に契約保証金に充当します。

§10 買受代金の支払について

1. 納付方法及び納付期限について

買受代金(次項の契約保証金の充当を行う場合には、契約保証金額を除いた代金)は一括払いとし、県 が発行する納入通知書により契約締結後20日以内に、県が指定する金融機関に納付しなければなりませ ん。(※契約書に納期限が定められている場合を除く。)

落札者がこの期限までに買受代金を完納しないとき、又は落札者が契約を破棄したときは契約を解除し、 契約保証金は返還いたしません。

契約保証金の買受代金の一部への充当について
 既に納めていただいている契約保証金については、本人の申出により買受代金の一部に充当します。

§11 所有権移転登記および費用負担

1. 所有権移転登記

落札物件の所有権移転登記は、県が買受代金を完納したことを確認した後に、県が登記の手続きを行います。

ただし、共有名義への所有権移転登記を希望する場合は、入札参加申込の際に共有者欄に記入して提出 しなければなりません。

なお、落札後に名義人の変更(共有名義への変更含む)をすることはできません。

2. 費用負担

所有権移転登記に要する登録免許税、県有財産売買契約書(落札者提出のもの1部)に貼付する収入印 紙(契約金額に応じた額)、その他契約締結及び履行に関して必要な一切の費用は落札者の負担となります。 なお、登記は県が嘱託で行いますので、登記手続きに係る手数料は必要ありません。

§12 売却手続きに使用する印鑑(※同一印)について

※ 売却手続きに使用する印鑑は、全て同一のものである必要があります。

個人の場合… 印鑑は印鑑証明印である必要はありませんが、スタンプ式は不可です。

法人の場合 … ※ 必ず、代表者印(印鑑証明印)を使用してください。

- ・入札参加申込に必要な書類(§2参照)に押印する印鑑
- ・入札に必要な書類(§4参照)に押印する印鑑
- ・開札参加の委任状の委任者(本人)欄に押印する印鑑
- ・売買契約書(§9参照)に押印する印鑑
- 、・所有権移転登記後に法務局が発行する公的書類を送付した後の受領書に押印する印鑑

§13 用途等の制限

- 公法上の規制等のほか、下記のとおり入札物件の用途の制限を設けております。
 また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者
 に貸してはなりません。
 - 〇 落札者は、県有財産売買契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化 等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定す る性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません(県有財産売買契約書第6条 に記載)。
 - 〇 落札者は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力 団の事務所又はその他これに類するものの用に供することはできません。(県有財産売買契約書第6条に 記載)
 - 〇 前項の条件に違反した場合には、売買代金の30%の金額を違約金として県に支払わなければなりません。(県有財産売買契約書第9条に記載)
- 落札者が納期限までに代金の全額を納付しないとき、又は入札時の誓約書の内容が事実と相違すること が判明した場合等、落札者の責めに帰すべき理由により県が契約を継続し難いと認めるときは契約解除 となります。

§14 その他の注意事項

- 1. 物件の引き渡しは現状のままとします。
- ※ 物件にフェンス・ブロック塀等がある場合も、撤去等はいたしません。
- 2. 現地説明会に参加されていない方でも入札に参加できますが、現地説明会における各種説明事項について既に了知されているものとみなします。
- 3. 収集した個人情報については、お申込があった物件に係る業務についてのみに使用し、その他の目的に は一切使用いたしません。

ただし、入札参加資格の確認のため、警察当局へ情報提供します。

- 4. 開札結果(落札・不調)は、県のホームページで公表します。公表は、すべての入札物件を開札した後 行うため、公表までに日数を要する場合があります。
- 5. 入札結果(「開札結果(落札・不調)」、「応札者数」、「落札者の別(法人・個人)」及び「落札額」)について第三者から電話等により問い合わせがあった場合は、情報提供を行います。ただし、落札者が個人の場合は、「落札者の別(法人・個人)」及び「落札額」は情報提供することについて落札者の同意が得られた場合のみ情報提供します。

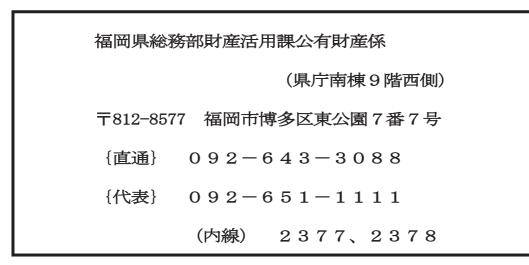
このほか、落札者が法人の場合は、落札者の「所在地」及び「名称」についても、問い合わせに対して 情報提供を行います。

§15 問い合わせ先

ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

福岡県総務部財産活用課公有財産係 福岡市博多区東公園7番7号(福岡県庁 南棟 9階 西側)

092-643-3088 (ダイヤルイン直通電話)



問い合わせ先